

徳島県告示第六百十号

都市計画法（昭和四十三年法律第二百号）第二十二条第一項において準用する同法第十八条第一項の規定により都市計画を変更したので、同法第二十二条第一項において準用する同法第二十条第一項の規定により次のとおり告示し、同法第二十二条第一項において準用する同法第二十二条第一項の規定により関係図書を公衆の縦覧に供する。

令和七年十二月九日

徳島県知事 後藤田 正純

一 都市計画の種類及び名称並びに都市計画を変更する土地の区域

| 都市計画の種類及び名称             | 都市計画を変更する土地の区域  |
|-------------------------|---|
| 牟岐都市計画道路一・五・一号<br>牟岐海陽線 | 一 追加する部分<br>海部郡海陽町多良字コモク谷及び字大繩<br>二 削除する部分<br>なし<br>三 変更する部分<br>海部郡海陽町多良字梅田、字井櫛ノ本、字三反田、字土取及び字上ゴソ、高園字風呂ノ本及び字馬路、野江字東川原、字南前、字大谷、字中澤及び字轟、宍喰浦字那佐、字中角及び字山後、中山字穴喰谷、久保字板取、字北田、字松本及び字中角並びに日比原字馳馬の各地内 |

二 縦覧場所

徳島県国土整備部都市計画課及び海陽町建設防災課